

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書不開示決定については、これを取り消し、改めて請求の対象となる行政文書を特定した上で、開示決定等を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、平成 20 年 4 月 29 日付け行政文書開示請求（申出）書（以下「本件開示請求書」という。）に次のとおり記載して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「広島県砂防室などの広島県の各部署が、国土交通省から取得した文書のすべて並びに国土交通省あてに作成した文書のすべてを開示請求の対象としましたが、開示されなかった文書が散見され、相当数の文書が広島県職員の著しい裁量権の濫用により意図的に隠匿されたという重大な疑義があります。

上記の開示請求の範囲は、①平成 18 年 10 月 9 日付けの行政文書開示請求書に対する平成 18 年 12 月 8 日付け砂防第 65 号の行政文書部分開示決定通知書（本件答申において当該通知書に係る行政文書部分開示決定を以下「別件開示決定 1」という。）ほか、②平成 19 年 4 月 15 日付けの行政文書開示請求書に対する平成 19 年 6 月 15 日付け道河第 33 号の行政文書部分開示決定通知書（本件答申において当該通知書に係る行政文書部分開示決定を以下「別件開示決定 2」という。）ほか、③平成 19 年 10 月 28 日付けの行政文書開示請求書に対する平成 19 年 12 月 28 日付け道河第 59 号の行政文書部分開示決定通知書（本件答申において当該通知書に係る行政文書部分開示決定を以下「別件開示決定 3」という。）ほか、④平成 20 年 2 月 17 日付けの行政文書開示請求書に対する平成 20 年 4 月 14 日付け道河第 76 号の行政文書部分開示決定通知書（本件答申において当該通知書に係る行政文書部分開示決定を以下「別件開示決定 4」といい、別件開示決定 1 から別件開示決定 4 までを「別件開示決定」と総称する。）ほか、とします。

上記の開示請求に係る開示決定等について、開示請求の対象から除いた文書の有無及び開示請求の対象から除いた文書の種類・名称・件数のほか、開示請求の対象から除いた理由が記載されている文書などを開示請求の対象とします。」

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、別件開示決定について、「開示請求の対象から除いた文書の有無、及び開示請求の対象から除いた文書の種類・名称・件数のほか、開示請求の対象から除いた理由が記載されている文書」の不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 5 月 15 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 6 月 1 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による全部改正前のもの。）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件請求の対象とした文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求の対象とされた国土交通省から取得した文書の全て及び国土交通省宛てに作成した文書の全てを開示せず、相当数の文書が広島県職員の著しい裁量権の濫用により、開示決定等をすべき対象から意図的に削除されたという重大な疑義を隠匿しようとする画策したものである。

このことから、本来は当然に存在すると思料される本件請求の対象となる文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

実施機関は、本件処分に係る理由説明書の中で、「本件請求に対し、再度各担当部署と確認したが、開示されていない対象文書はみられなかった。」と虚偽の内容を明記している。

別件開示決定 1 に対する平成 19 年 1 月 4 日付け異議申立書や平成 19 年 4 月 27 日付け管理第 5 号の行政文書不存在通知書に対する平成 19 年 5 月 13 日付け異議申立書などでも指摘しているように、実施機関の担当部署が文書を組織的に隠匿することにより、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号の不許可処分にかかる利害関係者（不服申立人）が当然に確認できるはずの行政文書を意図的に開示しない方針を堅持しているものである。異議申立人の正当な権利を奪取し、砂防行政に関する行政文書を主体に不開示決定の処分を連発する実施機関に抗議する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

別件開示決定に係る異議申立人が行った開示請求の対象は、「広島県砂防室などの広島県の各部署が、国土交通省から取得した文書のすべて並びに国土交通省あてに作成した文書のすべて」である。本件請求の対象となる文書は、実施機関が行った別件開示決定について、「開示請求の対象から除いた文書の有無及び開示請求の対象から除いた文書の種類・名称・件名のほか、開示請求の対象から除いた理由が記載されている文書など」である。

また、本件請求の対象となる期間は、別件開示決定 1 については平成 18 年 4 月 1 日

から同年9月30日まで、別件開示決定2については平成18年10月1日から平成19年3月31日まで、別件開示決定3については平成19年4月1日から同年9月30日まで、別件開示決定4については平成19年10月1日から同年12月31日までである。

本件請求の対象となる文書は、担当部署が4部署にまたがっているため、それぞれの担当部署の担当職員が検索し、土木局土木整備部土木整備管理課が集約している。本件請求に対し、再度各担当部署と確認したが、開示されていない対象文書はみられなかった。また、別件開示決定に係る決裁文書を確認したところ、開示請求の対象から除いた理由が記載されている行政文書はなかった。

したがって、開示請求の対象から除いた行政文書の有無及び開示請求の対象から除いた行政文書の種類、名称、件数のほか、開示請求の対象から除いた理由が記載されている行政文書などは存在しないものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求の内容について

(1) 当審査会において審議した別の異議申立事案である諮問(情)第445号(以下「別件異議申立事案」という。)に係る平成19年1月21日付け開示請求(以下「別件開示請求」という。)は、別件開示決定1のほか2件の開示決定をもって、「本来は適正に開示(略)すべき行政文書であるにもかかわらず、広島県砂防室等が適正に開示しなかった(閲覧させなかった)行政文書」を対象としたものであり、実施機関は、別件開示請求に対して、別件開示決定1で対象としていなかった3件の行政文書を開示している。

一方、実施機関は、上記第4のとおり、別件開示決定に関し、開示されていない対象文書はみられなかったと説明している。

この点について、実施機関に対して説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 別件開示決定1に係る平成18年10月9日付け開示請求では、国土交通省から取得した行政文書の全て及び国土交通省宛てに作成した行政文書の全てを対象とされており、大量の行政文書等を悉皆的に請求されたものである。

イ これに係る膨大な探索作業の過程で事務的に遺漏が生じた3件の行政文書については、平成19年2月6日付けで全部開示している。

ウ 本件請求に対しては、遺漏が生じた原因などを踏まえ、再度、簡易文書処理簿、文書発送簿等との突合など、詳細に探索したため、理由説明書では、「開示されていない対象文書はみられなかった」と記載した。

(2) 実施機関に対して、改めて、本件請求の内容をどのように捉えたかについて説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 請求内容の捉え方

本件開示請求書の「請求する行政文書の件名又は内容」欄の第1段落では、「意図的に隠匿された」という表現が使用されており、続く第2段落ではこれを受けて、「上記の開示請求の範囲は、」と記載されている。

また、第3段落にも「上記の開示請求に係る」という記載があり、本件開示請求書の「請求する行政文書の件名又は内容」欄の全趣旨が「意図的に隠匿された」

ものを請求対象としていると読める。

したがって、異議申立人は、別件開示決定において「意図的に隠匿された」行政文書を対象として請求したものである。

イ 上記アのとおり捉えた理由について

(ア) 本件請求以降の異議申立書及び意見書においても、一貫して隠匿した行政文書の開示を求める記載をしている。

本件処分後に異議申立人から提出された異議申立書や意見書においても、隠匿した行政文書があるという旨の主張をしており、異議申立人の主張は一貫して隠匿した行政文書の開示を求めている。

(イ) 他の開示請求書と記載が異なる。

異議申立人は、まず最初に平成 18 年 10 月 9 日付けで開示請求を行っているが（諮問（情）第 441 号事案）、これに対して実施機関が平成 18 年 12 月 8 日付けで開示又は部分開示したところ、開示が不十分であるとしてさらに「適正に開示しなかった（閲覧させなかった）行政文書を開示請求の対象」として、別件開示請求及び平成 19 年 4 月 15 日付け（諮問（情）第 459 号事案）開示請求を行ったものである。

これら一連の開示請求は、対象を次のとおり記載しており、本件開示請求書における「意図的に隠匿した文書」との記載とは明らかに異なっている。

a 平成 18 年 10 月 9 日付け開示請求（諮問（情）第 441 号）

「平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までに広島県砂防室のほか広島県の各部署が国土交通省から取得した文書並びに国土交通省あてに作成した文書のすべて」

b 別件開示請求

上記 a の開示請求を受けて開示又は部分開示されてもなお適正に開示しなかった（閲覧させなかった）行政文書

c 平成 19 年 4 月 15 日付け開示請求（諮問（情）第 459 号）

上記 a の開示請求を受けて開示又は部分開示されてもなお適正に開示しなかった（閲覧させなかった）行政文書（平成 19 年 2 月 6 日付け砂防第 90 号で開示されるものを除く。）

(ウ) 本件請求の対象期間の文書は過去に全て開示している。

本件開示請求書が提出されるまでに、別件開示決定により対象文書を開示又は部分開示しており、また、対象文書を探索している過程で漏れが生じていた行政文書についても平成 19 年 2 月 6 日付け砂防第 90 号で全部開示したことから、結局のところ、開示請求者が請求した対象となる行政文書は全て開示又は部分開示したことになる。

本件請求は、このように全てを開示等した後の更なる請求であることから、本件請求について、「意図的に隠匿した文書」を対象文書として捉えた。

(3) 以上のとおり、実施機関は、別件開示決定に係る開示請求の対象から、実施機関がいわば意図的に隠匿した文書を、本件請求の対象として捉えている。

確かに、本件開示請求書では、冒頭に、「意図的に隠匿されたという重大な疑義が

あります」と記載されており、実施機関が主張するように、本件請求は「意図的に隠匿した文書」が対象とされていると捉える余地がないわけではない。

しかしながら、本件開示請求書の最終段落で本件請求の対象として記載されている部分においては、「開示請求の対象から除いた文書の有無」、「開示請求の対象から除いた文書の種類・名称・件名のほか」、「開示請求の対象から除いた理由が記載された文書など」とされていることからすると、冒頭の「意図的に隠匿された」との記載と併せ考えても、本件請求の対象となる文書について、意図的に隠匿したことが前提となっているとまではいい難い。

このように、開示請求の内容が不分明である場合は、開示決定等を行う前に、開示請求者に対して確認を行う場合は別として、対象となる行政文書の範囲を限定的に捉えるべきではない。

以上のことから、本件請求は、別件開示決定において、実施機関が意図的かどうかにかかわらず、結果的に開示対象から除いたこととなる行政文書の有無及びその種類、名称、件数のほか、理由が記載されている行政文書を求めていると捉えるべきである。

2 本件処分について

上記1のとおりであるので、実施機関は本件処分を取り消し、改めて対象となる行政文書を特定し、開示決定等を行うべきである。

具体的には、別件異議申立事案の審議において当審査会が見分した、別件開示請求に対する開示決定時の決裁文書には、別件開示決定1において対象としていなかった行政文書の標題が記載されているから、本件請求の対象とすべきである。

この他に、別件開示決定に当たって、開示請求の対象となる行政文書を特定する過程において、結果として対象外とした行政文書があり、その名称や理由等が記載された行政文書が存在すれば、本件請求の対象とすべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 7 月 25 日	・ 諮問を受けた。
平成 20 年 8 月 13 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 20 年 10 月 16 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 20 年 10 月 29 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
平成 22 年 8 月 3 日	・ 異議申立人から意見書を収受した。
平成 23 年 3 月 31 日	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
令和 3 年 3 月 19 日 (令和 2 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 4 月 22 日 (令和 3 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 5 月 21 日 (令和 3 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授